

東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第四条）</p> <p>第二章 都立自然公園</p> <p> 第一節 指定（第五条・第六条）</p> <p> 第二節 都公園計画及び都公園事業（第七条 第十条）</p> <p> 第三節 保護及び利用（第十一条 第十七条）</p> <p> 第四節 風景地保護協定（第十八条 第二十三条）</p> <p> 第五節 公園管理団体（第二十四条 第二十九条）</p> <p> 第六節 費用（第三十条 第三十五条）</p> <p> 第七節 雑則（第三十六条 第三十九条）</p> <p>第三章 自然公園施設</p> <p> 第一節 自然公園施設の設置等（第四十条 第四十三条）</p> <p> 第二節 都以外の者の自然公園施設の管理等（第四十四条 第四十七条）</p> <p> 第三節 自然公園施設の占用（第四十八条 第五十二条）</p> <p> 第四節 有料施設等（第五十三条 第五十五条）</p> <p> 第五節 雑則（第五十六条 第六十六条）</p> <p>第四章 委任（第六十七条）</p> <p>第五章 罰則（第六十八条 第七十三条）</p> <p>附則</p> <p> 第一章 総則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第四条）</p> <p>第二章 都立自然公園</p> <p> 第一節 指定（第五条・第六条）</p> <p> 第二節 都公園計画及び都公園事業（第七条 第十条）</p> <p> 第三節 保護及び利用（第十一条 第十七条）</p> <p> 第四節 費用（第十八条 第二十三条）</p> <p> 第五節 雑則（第二十四条 第二十七条）</p> <p>第三章 自然公園施設</p> <p> 第一節 自然公園施設の設置等（第二十八条 第三十一条）</p> <p> 第二節 都以外の者の自然公園施設の管理等（第三十二条 第三十五条）</p> <p> 第三節 自然公園施設の占用（第三十六条 第四十条）</p> <p> 第四節 有料施設等（第四十一条 第四十三条）</p> <p> 第五節 雑則（第四十四条 第五十四条）</p> <p>第四章 委任（第五十五条）</p> <p>第五章 罰則（第五十六条 第六十一条）</p> <p>附則</p> <p> 第一章 総則</p>

第一条及び第二条（現行のとおり）

（知事等の責務）

第三条（現行のとおり）

2 知事は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を図るため、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

第四条（現行のとおり）

第二章 都立自然公園

第一節及び第二節（現行のとおり）

第三節 保護及び利用

第十一条（現行のとおり）

（特別地域内における行為の制限）

第十二条 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為、第六号に規定する物が定められた際既に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一から五まで（現行のとおり）

六 屋外において土石その他の規則で定める物を集積し、又は貯蔵すること。

七（現行のとおり）

八（現行のとおり）

第一条及び第二条（略）

（知事等の責務）

第三条（略）

第四条（略）

第二章 都立自然公園

第一節及び第二節（略）

第三節 保護及び利用

第十一条（略）

（特別地域内における行為の制限）

第十二条 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一から五まで（略）

六（略）

七（略）

- 九 高山植物その他の植物で規則で定めるものを採取し、又は損傷するに^二。
- 十 山岳に生息する動物その他の動物で規則で定めるもの（以下「指定動物」とい^二。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷するに^二。
- 十一 （現行のとおり）
- 十二 （現行のとおり）
- 2 （現行のとおり）
- 3 特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において第一項各号に掲げる行為又は同項第六号に規定する物が定められた際同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 及び 5 （現行のとおり）
- 6 次に掲げる行為については、第一項及び前三項の規定は、適用しない。
- 一 （現行のとおり）
- 二 第十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行つた行為であつて、同項第一号又は第三号に掲げる事項に従つて行つたもの
- 三 （現行のとおり）
- 7 （現行のとおり）
（普通地域）

- 八 高山植物その他これに類する植物で規則で定めるものを採取し、又は損傷するに^二。
- 九 （略）
- 十 （略）
- 2 （略）
- 3 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別地域内において第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 及び 5 （略）
- 6 次に掲げる行為については、第一項及び前三項の規定は、適用しない。
- 一 （略）
- 二 （略）
- 7 （略）
（普通地域）

第十三条 1から6まで (現行のとおり)

7 次に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 (現行のとおり)

二 第十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行つた行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行つたもの

三 (現行のとおり)

四 (現行のとおり)

五 (現行のとおり)

(中止命令等)

第十四条 知事は、都立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十二条第一項の規定、同条第七項の規定により許可に付せられた条件又は前条第二項の規定による処分に違反する行為をした者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」といふ)を命じよつとする場合において、過失がなくして当該原状回復等を命ずべき者を知ることができないときは、知

第十三条 1から6まで(略)

7 次に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

(原状回復命令等)

第十四条 知事は、都立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十二条第一項の規定、同条第七項の規定により許可に付せられた条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

事は、その者の負担において、当該原状回復等を行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行つておらず、その期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行つ旨をあらかじめ告示しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おつとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十五条から第十七条まで（現行のとおり）

第四節 風景地保護協定

（風景地保護協定の締結等）

第十八条 都若しくは関係区市町村又は第二十四条第一項の規定により指定された公園管理団体は、都立自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該都立自然公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備の設置その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」といふ。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行つことができる。

一 風景地保護協定の目的となる土地の区域（以下「風景地保護協定区域」といふ。）

二 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項

第十五条から第十七条まで（略）

三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連する施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項

四 風景地保護協定の有効期間

五 風景地保護協定に違反した場合の措置

2 風景地保護協定については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等の全員の名意がなければならない。

3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。

二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第一項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

4 関係区市町村が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。

5 第一項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事の認可を受けなければならない。

(風景地保護協定の縦覧等)

第十九条 知事又は関係区市町村の長は、前条第一項の規定により都又は関係区市町村が風景地保護協定を締結しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨の告示(関係区市町村の長にあつては、公示。以下この項及び次項並びに第二十一条(第二十二条において準用する場合を含む。)並びに第二十三条において同じ。)をし、当該風

景地保護協定を当該告示の日から一週間関係者の縦覧に供さなければ
ならない。

2 前項の告示があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日ま
でに、当該風景地保護協定について、知事又は関係区市町村の長に意
見書を提出することができる。

3 前二項の規定は、前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の
申請があつたときについて準用する。この場合において、「知事又は関
係区市町村の長」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(風景地保護協定の認可)

第二十条 知事は、第十八条第五項の規定による風景地保護協定の認可
の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協
定を認可しなければならない。

一 申請手続が法令並びに条例及び規則の規定に違反しないこと。

二 風景地保護協定の内容が、第十八条第三項各号に掲げる基準に適
合するものであること。

(風景地保護協定の告示等)

第二十一条 知事又は関係区市町村の長は、第十八条第一項の規定によ
り都又は関係区市町村が風景地保護協定を締結したときは、規則で定
めるところにより、その旨の告示をし、かつ、当該風景地保護協定の
写しを公衆の縦覧に供することともに、風景地保護協定区域である旨を
当該区域内に明示しなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定による風景地保護協定の認可をしたとき
について準用する。この場合において、「知事又は関係区市町村の長」

とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(風景地保護協定の変更)

第二十二條 第十八條第二項から第五項まで及び前三條の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第二十三條 第二十一條(前条において準用する場合を含む。)の規定により告示のあつた風景地保護協定は、その告示のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力を有するものとする。

第五節 公園管理団体

(指定)

第二十四條 知事は、都立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二條第二項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができること認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、主たる事務所の所在地及び次条に規定する業務を行う事務所の所在地を告示しなければならない。

3 公園管理団体は、その名称、主たる事務所の所在地又は次条に規定する業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ

め、知事はその旨を届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

(業務)

第二十五条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。

二 都立自然公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。

三 都立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 都立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

五 都立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第二十六条 公園管理団体は、都及び関係区市町村との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(改善命令)

第二十七条 知事は、公園管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命ずることが出来る。

(指定の取消し等)

第二十八条 知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十九条 都及び関係区市町村は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第六節 費用

(都公園事業の執行に要する費用)

第三十条 (現行のとおり)

(区市町村の負担)

第三十一条 (現行のとおり)

(受益者負担)

第三十二条 (現行のとおり)

(原因者負担)

第三十三条 (現行のとおり)

(負担金の徴収方法等)

第三十四条 (現行のとおり)

(適用除外)

第三十五条 (現行のとおり)

第七節 雑則

(実地調査)

第三十六条 (現行のとおり)

第四節 費用

(都公園事業の執行に要する費用)

第十八条 (略)

(区市町村の負担)

第十九条 (略)

(受益者負担)

第二十条 (略)

(原因者負担)

第二十一条 (略)

(負担金の徴収方法等)

第二十二条 (略)

(適用除外)

第二十三条 (略)

第五節 雑則

(実地調査)

第二十四条 (略)

(公書等調整委員会の裁定)

第三十七條 (現行のとおり)

(損失の補償)

第三十八條 1 から3まで (現行のとおり)

4 都は、第三十六條第一項の規定による職員の変態によつて損失を致した者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 (現行のとおり)

(国に関する特例)

第三十九條 (現行のとおり)

第三章 自然公園施設

第一節 自然公園施設の設置等

(自然公園施設の種類)

第四十條 (現行のとおり)

(自然公園施設の設置、変更、廃止等)

第四十一條 (現行のとおり)

(自然公園施設等の休業日等)

第四十二條 (現行のとおり)

(自然公園施設の設置基準)

第四十三條 (現行のとおり)

第二節 都以外の者の自然公園施設の管理等

(都以外の者の自然公園施設の管理等)

第四十四條 (現行のとおり)

第四十五條 (現行のとおり)

(公書等調整委員会の裁定)

第二十五條 (略)

(損失の補償)

第二十六條 1 から3まで (略)

4 都は、第二十四條第一項の規定による職員の変態によつて損失を致した者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 (略)

(国に関する特例)

第二十七條 (略)

第三章 自然公園施設

第一節 自然公園施設の設置等

(自然公園施設の種類)

第二十八條 (略)

(自然公園施設の設置、変更、廃止等)

第二十九條 (略)

(自然公園施設等の休業日等)

第三十條 (略)

(自然公園施設の設置基準)

第三十一條 (略)

第二節 都以外の者の自然公園施設の管理等

(都以外の者の自然公園施設の管理等)

第三十二條 (略)

第三十三條 (略)

(自然公園施設の使用料等)

第四十六条 知事は、第四十四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の許可を受けた者から、その使用する自然公園施設又は附帯施設について、別表第二に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を徴収する。

2 知事は、第四十四条第二項の許可に当たって、必要があると認めるときは、保証金を徴収し、又は保証人を立てさせることができる。

3 (現行のとおり)

(自然公園施設の管理等の休止、廃止)

第四十七条 第四十四条第二項の許可を受けた者が、当該許可に係る自然公園施設の管理又は附帯施設の設置若しくは管理を休止しようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 第四十四条第二項の許可を受けた者が、当該許可に係る自然公園施設の管理又は附帯施設の設置若しくは管理を廃止しようとするときは、廃止の日の十日前までに理由を付して知事に届け出なければならない。

第三節 自然公園施設の占用

(自然公園施設の占用の許可)

第四十八条 (現行のとおり)

第四十九条 (現行のとおり)

第五十条 知事は、第四十八条第一項又は第二項の許可の申請に係る自然公園施設の占用が、次の各号のいずれにも適合すると認める場合に限り、許可することができる。

(自然公園施設の使用料等)

第三十四条 知事は、第三十二条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の許可を受けた者から、その使用する自然公園施設又は附帯施設について、別表第二に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を徴収する。

2 知事は、第三十二条第二項の許可に当たって、必要があると認めるときは、保証金を徴収し、又は保証人を立てさせることができる。

3 (略)

(自然公園施設の管理等の休止、廃止)

第三十五条 第三十二条第二項の許可を受けた者が、当該許可に係る自然公園施設の管理又は附帯施設の設置若しくは管理を休止しようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 第三十二条第二項の許可を受けた者が、当該許可に係る自然公園施設の管理又は附帯施設の設置若しくは管理を廃止しようとするときは、廃止の日の十日前までに理由を付して知事に届け出なければならない。

第三節 自然公園施設の占用

(自然公園施設の占用の許可)

第三十六条 (略)

第三十七条 (略)

第三十八条 知事は、第三十六条第一項又は第二項の許可の申請に係る自然公園施設の占用が、次の各号のいずれにも適合すると認める場合に限り、許可することができる。

一から四まで（現行のとおり）

2 知事は、前条第一項及び同条第二項において準用する第四十八条第一項の許可の申請に係る自然公園施設の占有が、前項第三号及び第四号に適合すると認める場合に限り、許可することができる。

（占有料）

第五十一条 知事は、第四十八条第一項若しくは第二項（第四十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第四十九条第一項の許可を受けた者から別表第三に定める額の範囲内において規則で定める額の占有料を徴収する。

（準用）

第五十二条 第四十六条第二項及び第三項並びに第四十七条の規定は、自然公園施設の占有について準用する。

第四節 有料施設等

（有料施設等の使用）

第五十三条（現行のとおり）

（使用料等）

第五十四条（現行のとおり）

（無料公開等）

第五十五条（現行のとおり）

第五節 雑則

（兼用工作物の管理）

第五十六条 自然公園施設と都市公園、河川、道路、下水道その他の施設又は工作物（以下これらを「他の工作物」という。）とが相互に効用

一から四まで（略）

2 知事は、前条第一項及び同条第二項において準用する第三十六条第一項の許可の申請に係る自然公園施設の占有が、前項第三号及び第四号に適合すると認める場合に限り、許可することができる。

（占有料）

第三十九条 知事は、第三十六条第一項若しくは第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第三十七条第一項の許可を受けた者から別表第三に定める額の範囲内において規則で定める額の占有料を徴収する。

（準用）

第四十条 第三十四条第二項及び第三項並びに第三十五条の規定は、自然公園施設の占有について準用する。

第四節 有料施設等

（有料施設等の使用）

第四十一条（略）

（使用料等）

第四十二条（略）

（無料公開等）

第四十三条（略）

第五節 雑則

（兼用工作物の管理）

第四十四条 自然公園施設と都市公園、河川、道路、下水道その他の施設又は工作物（以下これらを「他の工作物」という。）とが相互に効用

を兼ねる場合においては、知事及び他の工作物の管理者は、当該自然公園施設及び他の工作物の管理については、第四十一条第五項の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法及び管理に要する費用の負担について定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、自然公園施設に関する工事及び維持以外の管理を行わせることができない。

2 及び 3 (現行のとおり)

(原状回復)

第五十七条 第四十四条第二項、第四十八条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項の許可を受けた者は、自然公園施設の管理、附帯施設の設置若しくは管理若しくは自然公園施設の占有の期間が満了したとき、又は自然公園施設の管理、附帯施設の設置若しくは管理若しくは自然公園施設の占有を廃止したときは、直ちに自然公園施設を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 知事は、第四十四条第二項、第四十八条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(行為の制限)

第五十八条 (現行のとおり)

(使用の制限)

第五十九条 (現行のとおり)

を兼ねる場合においては、知事及び他の工作物の管理者は、当該自然公園施設及び他の工作物の管理については、第二十九条第五項の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法及び管理に要する費用の負担について定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、自然公園施設に関する工事及び維持以外の管理を行わせることができない。

2 及び 3 (略)

(原状回復)

第四十五条 第三十二条第二項、第三十六条第一項若しくは第二項又は第三十七条第一項の許可を受けた者は、自然公園施設の管理、附帯施設の設置若しくは管理若しくは自然公園施設の占有の期間が満了したとき、又は自然公園施設の管理、附帯施設の設置若しくは管理若しくは自然公園施設の占有を廃止したときは、直ちに自然公園施設を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 知事は、第三十二条第二項、第三十六条第一項若しくは第二項又は第三十七条第一項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(行為の制限)

第四十六条 (略)

(使用の制限)

第四十七条 (略)

(許可又は承認の条件)

第六十条 (現行のとおり)

(権利の譲渡禁止等)

第六十一条 第四十四条第二項、第四十八条第一項若しくは第二項若しくは第四十九条第一項の許可又は第五十三条の承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転賃することができない。

(使用料等の不還付)

第六十二条 (現行のとおり)

(使用料等の減免)

第六十三条 (現行のとおり)

(監督処分)

第六十四条 (現行のとおり)

(監督処分に伴う損失の補償)

第六十五条 (現行のとおり)

(管理の委託)

第六十六条 (現行のとおり)

第四章 委任

第六十七条 (現行のとおり)

第五章 罰則

第六十八条 第十四条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(許可又は承認の条件)

第四十八条 (略)

(権利の譲渡禁止等)

第四十九条 第三十二条第二項、第三十六条第一項若しくは第二項若しくは第三十七条第一項の許可又は第四十一条の承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転賃することができない。

(使用料等の不還付)

第五十条 (略)

(使用料等の減免)

第五十一条 (略)

(監督処分)

第五十二条 (略)

(監督処分に伴う損失の補償)

第五十三条 (略)

(管理の委託)

第五十四条 (略)

第四章 委任

第五十五条 (略)

第五章 罰則

第五十六条 第十四条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一及び二（現行のとおり）

第七十条 第十三条第二項又は第二十七条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一から六まで（現行のとおり）

七 第三十六条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第七十二条（現行のとおり）

第七十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第五十八条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者
- 二 第六十四条の規定による知事の命令に違反した者

別表第一（第四十一条関係）（現行のとおり）

別表第二（第四十六条関係）

種別	単位	使用料
土地	一平方メートル一月	九十一円
建物	一箇所一月	三万八千円

付記

- 一 期間が一月に満たない端数があるときは、日割りをもちて計算するものとする。
- 二（現行のとおり）

別表第三（第五十一条関係）

一及び二（略）

第五十八条 第十三条第二項の規定による処分違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一から六まで（略）

七 第二十四条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第六十条（略）

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第四十六条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者
- 二 第五十二条の規定による知事の命令に違反した者

別表第一（第二十九条関係）（略）

別表第二（第三十四条関係）

種別	単位	使用料
土地	一平方メートル一月	六十一円
建物	一箇所一月	三万五千七百円

付記

- 一 期間が一月に満たない端数は、一月とする。
- 二（略）

別表第三（第三十九条関係）

種別	単位	占用料	
電柱、標識	一本一月	百五十六円	
水道管、下水道管、ガス管、電線	一メートル一月	百十六円	
鉄塔	一平方メートル 一月	百十六円	
変圧塔、マンホールの類	一箇所一月	百十六円	
郵便差出箱	一箇所一月	四十六円	
公衆電話所	一箇所一月	百十六円	
地下の占用物件	一平方メートル 一月	地上露出部分	百十六円
		地下部分	五十八円
高架の占用物件	一平方メートル 一月	五十八円	
天体、気象又は土地の観測施設	一平方メートル 一月	百十六円	
写真撮影のための常時占用	撮影機一台一月	九百円	
写真撮影のための臨時的な占用	一回(二時間以内)	千四百五十円	
その他の占用	一平方メートル 一日	三円	

付記 (現行のとおり)

別表第四(第五十四条関係) (現行のとおり)

別表第五(第六十六条関係) (現行のとおり)

種別	単位	占用料	
電柱、標識	一本一月	百九十八円	
水道管、下水道管、ガス管、電線	一メートル一月	百四十七円	
鉄塔	一平方メートル 一月	百四十七円	
変圧塔、マンホールの類	一箇所一月	百五十一円	
郵便差出箱	一箇所一月	六十円	
公衆電話所	一箇所一月	百四十七円	
地下の占用物件	一平方メートル 一月	地上露出部分	百四十七円
		地下部分	四十七円
高架の占用物件	一平方メートル 一月	四十七円	
天体、気象又は土地の観測施設	一平方メートル 一月	百四十七円	
写真撮影のための常時占用	撮影機一台一月	四千五百円	
写真撮影のための臨時的な占用	一回(二時間以内)	六千七百五十円	
その他の占用	一平方メートル 一日	十円	

付記 (略)

別表第四(第四十二条関係) (略)

別表第五(第五十四条関係) (略)